

税の申告準備をしましょう

— 申告相談 2月16日(金)～3月15日(木) —

市民税・県民税の申告と所得税の確定申告・納税の受け付けが行われます。
早めに準備して、所定の会場で申告を済ませましょう。

申告が必要な人

- ① 事業所得（営業等・農業による所得）や不動産所得、配当所得、譲渡所得等のある人。
- ② 勤務先から「給与支払報告書（源泉徴収票）」が提出されていない給与収入のある人。（年の途中で退職して1ヵ所である30万円以下の給与収入のある人など）
- ③ 給与所得者で給与以外の所得があった人、または2ヵ所以上から給与を受けた人。
- ④ 年の途中で退職したり、日給で働いているなどの給与所得者で年末調整が済んでいない人（源泉徴収票をもらっていない人）、または医療費控除などを受けようとする人。
- ⑤ 公的年金等の所得のみでも、社会保険料控除・生命保険料控除・扶養控除・医療費控除などを受けようとする人。
- ⑥ 寡婦（夫）控除、または障害者控除などの適用を受けようとする人。ただし、その控除が給与で年末調整済みの場合は、申告は不要です。
- ⑦ 非課税証明書が必要な人。
▽給与所得には、パート・アルバイトの所得も含まれます。
▽所得税の確定申告書を提出した人は、市民税・県民税の申

告書の提出は不要です。

申告に必要なもの

- ① 確定申告書（税務署から送付されたもの）
- ② 印鑑
- ③ 給与・公的年金等の源泉徴収票（扶養親族分もご持参ください）
- ④ 所得税が還付される場合は、申告者本人名義の金融機関・口座番号が分かるもの。
- ⑤ 事業所得（営業等・農業）、不動産所得のある人は、帳簿や通帳、領収書など収入・支出金額が分かるもの。
- ⑥ 医療費控除を受けようとする人は、領収書と保険金等で補てんされた金額の明細書。
- ⑦ 各種領収書または控除証明書（生命保険料、損害保険料、国民年金保険料、国民年金基金掛金、寄付金など）

注意事項

- ① 申告書は、市役所から個人あてには送付していません。申告用紙は、市役所税務課および各地域局、各地域市民センターに用意しています。
- ② 申告をしないと、児童手当、保育園の入園、市営住宅入居の申し込みなどの各種申請に

必要な所得・課税証明書が発行できない場合があります。

③ 国民健康保険に加入している人は、申告をしないと国民健康保険税の軽減措置が受けられない場合があります。収入がなかった人および非課税所得（遺族年金・障害年金・失業給付金等）のみの人も申告してください。

④ 住宅借入金等特別控除を初めて受けようとする人、または初めて事業所得の申告をしようとする人は、高梁税務署（向町②2546）で申告してください。

⑤ 介護保険の要介護認定を受けている人は、障害者控除の対象になる場合があります。事前に「障害者控除対象者認定書」の発行を受け、ご持参ください。また、医療費控除の対象となるおむつ代は、最初の年は医師の証明が必要ですが、2年目からは介護保険の主治医意見書により、証明書の発行が市役所のできる場合があります。詳しくは高齢福祉課（④②0299）または各地域局住民福祉課へ。

⑥ 申告会場が込み合うことが予想されますので、次のとおりご協力をお願いします。

◆ 申告書を作成済みで提出の場合、市役所税務課および各地域局で随時受け付けます（郵送可）。また、各申告会場でも受け付けており、この場合は相談の順番待ちの必要はありません。

◆ 税務署から申告書を送付された人および青色申告者は、税務署へ直接提出してください。

◆ 農業所得のある人は、領収書等を整理し、収入ごと・経費ごとにまとめ、収支内訳書を作成してご持参ください。

◆ 医療費控除を受けようとする人は、医療を受けた人、医療機関ごとに領収書を分け、あらかじめ集計しておいてください。また、保険金等で補てんされた金額があれば同様に整理・集計し、内訳書を作成しておいてください。なお、領収書（日付が平成18年中のもの）を必ずご確認ください。

◆ 国民年金保険料、国民年金基金掛金で社会保険料控除を受けようとする場合は、申告書に証明する書類（控除証明書や領収書）の添付が義務づけられていますので必ずご持参ください。

◆ 問い合わせ 税務課市民税係（④②0214）

高梁税務署からのお知らせ

●確定申告期限

所得税	3月15日(木)
消費税・地方消費税(個人事業者)	4月2日(月)
贈与税	3月15日(木)

※還付申告の人は、2月15日(木)以前でも申告書を提出することができます。

●申告書の作成・提出は「イー タックスe-Tax」で！

税務署では、インターネットを利用して申告等の手続きができる「国税電子申告・納税システム (e-Tax)」の利用を推進しています。

「e-Tax」を利用することにより、インターネットを利用した確定申告等、国税に関する各種手続きが可能になります。ぜひ、「e-Tax」をご活用ください。

なお、「e-Tax」をご利用される場合は事前準備が必要です。お早めに開始届出書を提出してください。詳しくは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) をご覧ください。

税務署の閉庁日(土・日・祝日)は、相談および窓口での申告書の受け付けは行っていません。
 なお、申告書は郵送または税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。

■問い合わせ 高梁税務署 (☎2546)

**便利な口座振替を
ご活用ください**

【振替日】

所得税… 4月20日(金)

消費税・地方消費税
(個人事業者)… 4月26日(木)

税の申告相談日程表 (高梁地域)

- ◆昨年と会場が変更となっている場合がありますので、会場・時間等を確認の上、指定の会場へお越しください。
- ◆申告相談の資料等はそれぞれの会場に移動するため、市役所税務課・各地域局住民福祉課へ直接来られても相談に応じることができませんのでご了承ください。
- ◆時間帯によっては込み合うことが予想されますので、ご理解・ご協力をお願いします。

高梁地域

月日(曜)	町名	対象地区	会場	受付時間
2.16(金)	巨瀬	巨瀬町全地区	巨瀬地域福祉センター	9:00~16:00
2.19(月)	中井	中井町全地区	方谷の里ふれあいセンター	
2.20(火)	玉川	玉川町全地区	玉川総合会館	
2.21(水)	落合	阿部、福地、原田	落合研修会館	
2.22(木)	川面	川面町全地区	川面地域福祉センター	
3.1(木)	津川	津川町全地区	津川総合会館	
3.2(金)	松原	松原町全地区	松原町コミュニティハウス	
3.5(月)	高倉	田井、飯部	高倉生活改善センター	
3.6(火)	宇治	宇治町全地区	宇治総合会館	
3.9(金)	高梁	内山下から段町、松山、 高倉町大瀬八長、落合町近似	総合文化会館	
3.12(月)		高梁地域全地区		
3.13(火)				
3.14(水)				
3.15(木)	市内全域	市内全域 (高梁・有漢・成羽・川上・備中)		